清末・民國時期の蘇州における納租情況

——租棧簿册の統計的分析——

夏井春喜

一

中國近代の江南、とくに蘇州における地主—佃戸關係はこれまでの研究によって次のように考えられている。(1) 明末・清初以降、地主の城居化＝寄生化の進展と商品生産の展開とによって、佃戸の自立化が進み、「田面權」に依據した佃戸の日常的抗租が行われた。一八五三年の太平天國の天京奠都、一八六〇年の江南進出によって、蘇州での抗租運動は大きく高揚し、太平天國占領下に一定の低田租を實現した。太平天國鎭壓後、蘇州の鄕紳はこうした佃戸の抗租に對處するため、少額とはいえ減租を行って佃戸に對してある程度讓歩するとともに、租棧を廣範に設置し、さらに收租局・追租局等の追租機關を設け、官權力によって強制的に田租を收奪する強力な收租體制を作り上げた。しかし、これによっても佃戸の抗租を押え込むことはできず、地主—佃戸關係はますます尖鋭となっていった。辛亥革命時期抗租は再び大きく高揚し、革命の一翼を擔い、その後佃戸の運動は土地改革に至る近代的農民運動に引き繼がれてゆくことになる。

また太平天國後の永佃制の發展・擴大にみられる佃戸の力が、一部の地主・官僚・商人をして土地から近代的工業への投資に向わせたとする研究も現われている。(2)

本小論は、日本に收藏されている租棧の簿册を統計的に分析することによって、(3) 清末・民國時期の田租額と納租情況の

實態を解明し、前述のようにとらえられている近代江南の地主―佃戸關係に一定の肉附けと再檢討を試みるものである。

二

清末の蘇州の田租が苛重で、ある場合には佃戸の必要勞働分まで食い込むものであったことは、陶煦の『租覈』に詳しく述べられている。(4) その他の書籍・雜誌・新聞等の文獻史料でも蘇州の重租を述べるものは少なくない。それでは清末・民國時期の蘇州の實際の田租額はどのくらいであったのか。まず件數が二百件以上の一〇租棧の簿册に載っている租米額の一畝當りの額の分布を表一に示してみる。この表から次の點が言えるであろう。

第一は、沈恆豐棧と范氏義莊（同治四年―一八六五年）の簿册の分布と他の租棧の簿册の分布の間に大きな段差がみられるが、范氏義莊（同治五年）から徐永安棧までの間には強い類似性がみられることである。同治四年と五年との間の段差は、前年の漕糧の約三分の一を豁除するという減賦を受けて行われた同治減租の結果である。筆者は先にK～Mの租册の分析から、この時の減租の算定方式が、一畝當りの租米額が一石以内の場合は〇・九八掛け、一石以上の場合は一石を〇・九八掛けし、それ以外の端數を〇・五掛けして加えるという光緒『吳江縣續志』、光緒『崑新兩縣續修合志』の記述と一致することを明らかにした。(5) 范氏義莊の簿册においても同樣である。減租前後の租米額が記載されている九册、八七四件についてみると、減租が前述の算定方式で行われているものが八五六件、九八%を占め、合致しないものは僅かに一八件に過ぎない。范氏義莊ではこの減租の結果租米額の約五%が豁除された。同治五年の減租以降、表一で分かる如く、一九三〇年代、恐らく土地改革まで、簿册上の租米額は全く變化していない。一九二七年末に公布され、鄰の浙江省では一部實施された國民黨の「二五減租」の影響は蘇州の租棧の簿册上には全く見ることができない。

第二は、「私租、竟に一石五斗の額有り」(6)、「吳（縣）の徐莊・塘橋、元（和）の車坊・甪直等處の如きは、多く一石

五、六斗の額有り」[7]という一畝當りの租米額が一石五斗にも及ぶ「重租」は、同治減租前の蘇州にあっても例外的なものではなかったかということである。同治減租前の租米額が記されている五租棧（A、H、K、L、M）の簿册一四四〇件中、一畝當りの租米額が一石五斗を越えるのは范氏義莊の二件（一・七五〇石、一・五〇〇石）に過ぎない。減租後の租米からみても、減租後一・二〇〇石以上、單純計算して減租前一・四四〇石以上のものは、租棧によって多少のばらつきがあるが、合計六三三八件中一五七件、二・五%程度を占めるに過ぎない[8]。一石五、六斗という「重租」は存在したことは確かであるが、蘇州においても例外的なもので、一般には一石から一石二斗五升までのものが多かったといえる（前述の五租棧全體で約七八%を占める）。

第三は、減租前もそうであるが、とくに減租後、一畝當りの租米額が一定の幅に集中し、田租が平均化されたことである。減租後の各租棧の一畝當りの平均租米額と一石～一石一斗及び九斗五升～一石一斗五升の間に含まれる割合を示すと次のようになる。范氏義莊——〇・九五九石、三九・〇%、七八・七%、吳貽經棧——一・〇四一石、五五・二%、八四・〇%、貝氏租棧——一・〇二二石、六一・五%、八七・七%、費恭壽棧——一・〇七五石、五六・二%、八五・九%、王資敬棧——一・〇五七石、四八・一%、八二・一%、彭味初棧——一・〇四〇石、四七・八%、七九・三%、潘豐和棧——一・〇三八石、四八・八%、八四・二%、趙守成棧——一・〇五六石、四三・八%、七八・〇%、徐永安棧——一・〇三〇石、六八・〇%、九三・一%。平均額をみると范氏義莊だけが〇・九五九石と低いが、他の八租棧は大體一・〇二〇石から一・〇七五石の間にある。これは八租棧のが大體一石五升前後を頂點とした正規分布を示しているのに對して、范氏義莊の場合は頂點が一石弱の所にあり、〇・九五〇石～一・〇〇〇石に三八・四%、〇・九五〇石以下が二一・一%（そのうち〇・八〇〇石以下が一二・六%）と低い方にズレた分布をとっているためである。しかし、一石～一石一斗、九斗五升～一石一斗五升の割合をみると、九租棧ともほぼ同様の分布を示している。一石～一石一斗に四〇～六〇%、九斗五升～一石一斗五升の二斗の幅の中に八、九〇%が入っている。同治減租後の蘇州の租米額は、一畝當り一石から一石一

貝氏租棧（宣統元年）	費恭壽棧（宣統元年）	王資敬棧（民國５年）	彭味初棧（民國８年?）	潘豐和棧（民國10年）	趙守成棧（民國20年）	徐永安棧（民國20年）
8(1.7)		7(1.7)	24(2.5)	7(3.3)	8(2.0)	8(0.7)
7(1.5)			7(0.7)			5(0.5)
18(3.9)	2(0.6)	5(1.2)	16(1.6)	3(1.4)	12(3.0)	15(1.4)
14(3.0)	2(0.6)	12(3.0)	22(2.2)	5(2.3)	5(1.2)	23(2.2)
79(17.0)	28(8.9)	66(16.4)	131(13.4)	38(17.7)	39(9.7)	167(15.6)
167(35.9)	73(23.3)	71(17.6)	229(23.4)	58(27.0)	78(19.3)	426(39.9)
119(25.6)	103(32.9)	123(30.5)	238(24.3)	47(21.9)	99(24.5)	301(28.2)
43(9.2)	65(20.8)	71(17.6)	178(18.2)	38(17.7)	99(24.5)	101(9.4)
7(1.5)	28(8.9)	32(7.9)	95(9.7)	11(5.1)	40(9.9)	20(1.9)
1(0.2)	11(3.5)	16(4.0)	37(3.8)	7(3.3)	23(5.7)	2(0.2)
2(0.4)	1(0.3)			1(0.5)	1(0.2)	1(0.1)
			1(0.1)			
465	313	403	978	215	404	1069

應する），彭味初棧は「催甲册」，徐永安棧は「催須册」を用いた。

斗の間に約半數、九斗五升から一石一斗五升の間には八割以上が集中する分布となっており、個別に租米額を比較すれば六斗から一石二斗以上と二倍を超える開きがあるが、全體的にみた場合、租米額の格差はさほど大きいものといえず、かなり平均化されていたといえよう。

なお、徐永安棧「福・蘭・惠・初租册」の中に「貳拾肆年起、遵照縣政府佈告、一律改用市斛、租額每石應升六升」という記述があり、民國二四年（一九三五年）に蘇州の租米を量る枡が國民政府の命令で市斛に改められたという。これによるとそれまで蘇州で用いられた枡は、一石＝一・〇六〇市石＝一・〇六リットルのものである。

表一にあげた租米額は、簿册上に記載された額面の租米額である。馮桂芬ら蘇州の「郡紳」が行った同治減租を減租の實の伴わない欺瞞的なものと批判し、獨自の減租論を展開した陶煦は、(9)その根據として簿册上の租米額が「虛

〈表一〉 一畝當りの租米額の分布

租米額（石） ＼ 租棧	沈恆豐棧（咸豐９年）	范氏義莊（同治４年）	同（同治５年）	吳貽經棧（光緒25年）
～ 0.800		66(7.6)	110(12.6)	32(2.0)
0.800 ～ 0.850	2(0.4)	63(7.2)	29(3.3)	20(1.2)
0.850 ～ 0.900	1(0.2)	17(1.9)	26(3.0)	34(2.1)
0.900 ～ 0.950	9(2.0)	16(1.8)	19(2.2)	51(3.2)
0.950 ～ 1.000	12(2.6)	22(2.5)	336(38.4)	290(17.9)
1.000 ～ 1.050	62(13.6)	324(37.1)	209(23.9)	433(26.8)
1.050 ～ 1.100	49(10.7)	65(7.4)	132(15.1)	460(28.4)
1.100 ～ 1.150	115(25.2)	137(15.7)	11(1.3)	176(10.9)
1.150 ～ 1.200	84(18.4)	67(7.7)		70(4.3)
1.200 ～ 1.250	71(15.6)	78(8.9)	1(0.1)	51(3.2)
1.250 ～ 1.300	26(5.7)	10(1.1)		
1.300 ～ 1.350	19(4.2)	7(0.8)		
1.350 ～ 1.400	1(0.2)		1(0.1)	
1.400 ～ 1.450	4(0.9)			
1.450 ～ 1.500	1(0.2)			
1.500 ～		2(0.2)		
合計	456	874	874	1617

（注）（ ）内は%。

貝氏租棧は租册１～６，費恭壽棧は「行册」１～４（これは「駿號便查」に對

額」であり、佃戸が實際に納入する「實額」とは異っていたことをあげている。「一歲、僅かに秋禾の一熟に恃るのみ。秋禾、畝に三石を收むるに過ぎず。少なきは、一石有餘に止まる。而も、私租、竟に一石五斗の額有り。然れども、此、猶、虛額なり。八枡を以て之を算えるを例とし、少歉ならば、則ち、再び減ず。」(10)

陶煦の外にも蘇州の田租に「虛額」と「實額」とがあったことを指摘する史料がある。大幅な減租の實施を馮桂芬に進言した王炳燮は蘇州の田租を次のように言っている。「向來租額は定（額）が有るに屬すと雖も、然れども遞年の收租は額に及ぶあたうこと鮮し。卽ち上年の各業の收租の如きは、成數（納租すべき割合）を量減し、七成、八成を以て率となす。實收の租米は多き者は五、六成に過ぎず、少なき者は纔かに三、四成に及ぶのみ。是れ所謂租額は、紙上の虛名に過ぎざるのみ。其れ此の虛額を懸けるよりは、何ぞ明減し、以て佃農を鼓舞するの

計をなすに如かん」[11]。

蘇州の南鄰の浙江省嘉興にも、「虚租」・「實租」、もしくは「板租」・「花租」の區別があったという。「其れ田を賃し以てこれを佃戸に耕やさしむ。向時人尚お謹愿にして、實租を除くの外は（田根立券に照す者を虚租と曰い、預め實米數を議折し、水旱を論ぜざる者を實租と曰う）、豐歉を視て盈縮をなす」[12]、「嘉興の租には板租と花租の區別があり、板租ならば豐作不作を問わず、永久に折減しない。花租ならば凶作の年には酌減することを許す。花租の租額は通常一般の標準に較べて少し高い。蓋し佃戸に少し折讓する餘地を殘しているのである。板租はこうした事が發生しないため[13]、その租額は花租の額より少し低く、契約の末尾に「熟荒無涉」の四字を載せ、減讓できないことを堅く示している」。

村松祐次氏は、吳江縣の費恭壽棧「租籍便查」簿册の分析の結果、「便查上の計數を、實際に追算して見ると、この帳簿上の石數に基いて、現實に折收小作料額が算定せられていることは、全くないと言ってよい。飛限から三限までの間に小作料を支拂わぬと、簿上租石量の全額を支拂わされる、という通說の、この場合事實に合わ」ないと、簿册上の「名目租石數」と「それに米の折價をかけて、小作數の折收額が算出される」「實租石數」とは乖離がみられると述べている[14]。

最近、鄭志章氏は、「一般的に明清江南の租額は、水稻大熟の年の佃農が交納すべき地租額であり[15]」、各種の文獻史料から平年は、その額の八〇%が代表値であるという研究を發表している[16]。

鄰接する無錫・常熟でも租米額の八折、九折で納入されていたという。

このように、清末・民國時期の蘇州の實際の田租額が簿册上のものと異なるものであったとする史料、研究は少なくない。しかし仔細にみると、三つのタイプに分けられるように思われる。第一は、簿册上の租米額と實際の佃戸が納入すべき租米額と全く對應關係をもたない場合である。吳江縣の費恭壽棧「租籍便查」がこれに當る。第二は、實際の租米額の算定が簿册上の租米額を基にしているが、預め何掛、もしくは何斗引という減免がある場合である。この場合、嘉興の「實租」・「板租」のように完全な定額地租のときもある。第三は、限內に納入することによって生ずる割引（「限讓」とす

る）や災害を受けたことによる減免（「災讓」とする）によって、簿册上の租米額と佃戸の納入すべき租米額との間に差が生じたものである。この場合、作柄が良く、三限までに納入しないときには、佃戸の納入すべき額は簿册上の租米額である。鄭志章氏の説がこれに近いが、鄭氏の場合豊作時での「限讓」を考慮していない。王炳燮の「實收租額」はこれに佃戸の欠租を加えた地主の實際の徴收率である。それでは、どのタイプが一般的であるのか、租棧の簿册から考えてみたい。

まず第一の場合について檢討したい。吳江縣の簿册である「費恭壽堂便查」（光緒三二年～宣統元年）をみると、村松氏の言う如く簿册上の租米額と納入すべき額を算定する基礎となるべき租米額とは明らかに乖離がある。「費恭壽堂便查」二六三件中一二五件に租米額の記載があるが、その一畝當りの額をみると次のようになる。一石六斗―五、一石五斗―七九、一石四斗―一四、一石三斗―一六と恰度のものが多く、他に一石八斗臺―一、一石三斗臺―六、一石臺―一、九斗臺―二、七斗臺―一と、表一の同治減租後の各租棧のと較べると實に四、五斗も高くなっている。實際の租米額の算定は、この甚しく高い簿册上の租米額ではなく、村松氏の研究にあるように面積に依っている。すなわち一畝＝一石で計算した額が基礎數である。これであれば、表一からみて吳江縣の一畝當りの租米額として妥當であろう。同治減租以前（それも遙か昔と思われる）の虛名の租米額が租棧の簿册上では記載されていても、佃戸に出す易知由單等に書かれた租米額は多分一畝＝一石のものであり、實際の租米額の算定もすべてこれを基礎として行われており、簿册上の租米額は實際的意味を全く持っていない。ただ吳江縣の費恭壽棧において、何故地域差、土地の肥瘦を考慮せず、一律に一畝＝一石としたのか疑問は殘る。

同じ費恭壽棧でも、長洲・元和兩縣に所在する「駿號便查」（「行册」）の場合は全く吳江縣のものと異なっている。表一によると他の租棧に較べて一畝當りの租米額が少し高めであるが、この簿册における租米額の算定には、范氏義莊以下の各租册の簿册と同樣に、簿册上の租米額が基礎となっている。(17)「費恭壽堂便查」における實際の租米額算定とは無關係なべらぼうに高い租米額は例外的なものであり、一般の租棧では簿册上の租米額を基礎に實際に佃戸が納入すべき額が割

り出されている。「費恭壽堂便查」の場合、同治減租やそれ以前の減租ないしは免米等によって租米額が引き下げられたにも拘らず、帳簿上は依然として引き上げ前の租米額が記されたため、こうした乖離が生じたものと思われる。

次に簿册上の租米額（吳江縣の費恭壽棧の簿册の場合は一畝＝一石として）を基準として、實際の租米額がどのように算定されるかみてみたい。基本的には簿册上の租米額が算定の基準となるが、一部に「免米若干」、「何成」、「何折」と注記されて預め減免されているもの（「免米」とする）がある。これを貝氏租棧の「租册」壹～陸（宣統元、二年）を例に考えてみたい。(18)「租册」四六五件中約一〇%に當る四六件に減免の記載があるが、それを抜き出したのが表二である。これによると「免米」は大きく三種類に分られ、第一は「限內銷由、免米三斗」、「免三斗」、「格饒貳斗」のように租册上の租米額からある額を差し引くもの（二七件）、第二は「七成實還」、「常年八成」、「照雙限算」と簿册上の租米額を何掛けかして減免するもの（一七件）、第三は「實還三石五斗」、「言定實還四石一斗」と簿册上の租米額と異なる實納額が定められるもの（二件）である。「免米」には條件がつけられているものも多いが、その殆んどが「限內銷由」、「上棧銷由」と三限までに完納することが減免の條件となっている。第二の種類の「免米」には「無災無限」と「限讓」も「災讓」もないものや、「有災無限」と「災讓」はあるが「限讓」がないものがある。前者の場合は嘉興における「實租」、「板租」と同じものと考えてよい。こうした「免米」は同治減租の際清算されて簿册上から消えたものであるが、(19)それから四十餘年經た宣統元年には貝氏租棧においては全體の約一〇%が「免米」をもつに至っている。「租册」に連續している前の簿册と對照しても、(20)對照しうる二九件中四件には「免米」の記載がなく、「租册」になって初めて「免米」が出現している。また「三十年」、「三二年」、「十四年」、「卅一年四月」と「免米」が設けられた時期を明記しているものもあり、これらのことより「免米」は次第に增加傾向にあったと思われる。(21)民國二〇年（一九三一年）の趙守成棧簿册では、四〇四件中一一七件（約二九%）に「免米」の記載があり、實際の租米額は約四・三%（一畝當りの租額では一・〇五六石から一・〇一二石に）低下している。

「免米」がいかなる理由で生じたかはまだ不明な點も多いが、表二をみると三つの理由が考えられる。第一は、「田窄、格饒七斗」、「因河灘、上棧銷由、每畝格饒米一斗」と土地の狀態が他と較べて劣惡なためである。第二は、佃戶が特別な人物であるためである。餘一一八八の場合、「千副册」（光緒二五年～二九年）において「十四年起、上廿五郡廿二畾地保承種、言明上棧銷緜、免米二斗」とあり、佃戶が田租徵收に係わる地保であることによって、上棧銷由の場合だが二斗減免されている。(22) 第三は、承攬、すなわち租佃契約時に減免が生じていることである。「二年進攬、換名鄒瑞福、上棧雙限銷由」、「廿九年進承攬、實還七成、無限無災」などである。承攬時に何故「免米」が生じたかを考える手がかりに、公一二六一がある。この前の簿册である「公號租册」の該當の欄に「卅一年催陳効章進鄒金元承攬、言明常年伍成、力米在外、水旱灾荒、迴方大利。由應改出沈萬興、昂注」の記述があり、さらに紙を貼って「卅三年催來面訂、可以七成算、丁十月初二、昂又注」と書かれている。これによると光緒三一年（一九〇五年）鄒金元が催甲陳効章の手をへて承攬し（前の佃戶は鄒壽生、鄒金元もすぐに沈萬興に代る）、この年の條件は平年作の場合五成で、災害があった場合は通例に從うというものであったが、三三年になって土地の情況の好轉のためか七成に租米額が引き上げられている。前後に「未墾」と注がついたものもあり、「墾荒」であったため承攬時に減免されたと思われる。こうした「墾荒」による減免は他の租棧の簿册にもある。「民國己未（八年）年、由張世昌憑保租陸學仁及見立沈墨材立承攬、言明第一年貳成、第二年三成、第三年四成、第四年五成、第五年陸成、第五年起常年陸成」（王資敬棧圖號、貞一一〇八）、「三三年十月份進攬、本年墾荒三成、來年五成、第三年五成、以後上棧還租、每畝格讓壹斗」（同、貞一一〇九）。太平天國時期の兵亂のために蘇南・皖南・浙西では戶口が減少し土地が荒廢し、清朝地方政府は浙東・湖廣・江北から客民を招徠するなどして生產力の回復をはかった。(23) 民國に入っても蘇州にはなおかなりの荒田が殘っており、佃戶はこうした荒田を「墾荒」し、その工本として「免米」を獲得する場合もあったと思われる。

これまでみたように、清末・民國時期の蘇州において、簿册上の租米額から預め割引いて計算する「免米」が、一部に

〈表二〉 貝氏租棧「租册」における「免米」の記載

字　號	佃　　戶	面　積	租　米	「免　米」注　記
留一 92	周　小　金	2.643	2.694	限內銷由，免米三斗
一 93	沈　長　覲	2.440	2.573	上棧銷由，七成，無災無限
一 94	沈　阿　金	3.918	4.040	同　　上
一 97	王　阿　天	1.800	1.814	七成實還
一 99	朱　阿　五	3.500	4.183	田窄，格饒七斗
—101	陳　四　毛	2.312	2.645	限內銷由，格饒米貳斗
—102	馬銀狗，卽阿元	3.675	3.785	上棧銷由，饒米四斗
—103	許慶壽，卽招壽	5.481	5.622	實還三石五斗銷由，無災限
餘—156	史　松　吟	5.383	5.279	上棧銷由，八成，有災無限
—158	蘇景良，子梅亭	4.621	4.749	上棧銷由，格饒二斗
—159	史　阿　殷	3.785	3.724	免三斗
—160	朱殿華，卽愛堂	3.976	3.908	上棧銷由，格饒米一斗五升
—175	查甫卿，換陸鳳林	4.668	5.041	言定實還米四石一斗
—181	仲　念　和	3.733	4.042	上棧銷由，免米三斗八升
—182	馬　秀　方	1.982	2.151	免一斗六升九合
—188	仲　俊　卿	2.560	2.729	地保承種，上棧銷由，免米二斗
—197	范　敍　香	7.797	7.300	上棧銷由，每畝八斗
—199	周東興，念　卿	4.490	4.855	免三斗六升五合
—201	朱　文　玉	0.900	0.900	免一升八合
—207	潘　天　生	2.603	2.824	上棧銷由，免米二斗
—212	吳　兆　堂	3.819	3.806	上棧銷由，格免五升
莊—227	顧　掌　元	3.172	2.940	免四斗
公—254	王爰生，阿　善	2.378	2.392	甲寅年進承攬，言明上棧六成，無災無限
—261	沈　萬　興	5.111	5.505	承攬，五成，催云近年可以算七成

富—276	徐　松　橋	3.400	3.557	七成，無災限
—277	徐迎春，保租李學廷	3.400	3.557	保租李學廷，由紙上寫明實收七成，無限，賬收照額
—287	榮　桂　觀	2.371	2.489	因河灘，上棧銷由，每畝格饒米一斗
—311	沈　惠　全	2.258	2.378	常年七成還租
儉—460	鄺　再　廷	5.105	5.201	免八斗五升
—461	同　上	5.104	5.200	同　上
大—　8	沈　鳳　春	1.785	1.959	免一斗
—　9	同　上	0.921	0.998	同上
有—491	顧阿招，保租阿春	10.400	10.095	除荒米六斗外，照限饒算
—492	王　錦　和	1.200	1.261	壬子年起，言明上棧格饒壹斗
元—505	顧　榮　興	0.800	0.800	上棧銷由，七成收租
—509	周　聚　興	2.500	2.863	免一石六升三合
—510	周　阿　心	1.665	1.905	免二斗七升三合
—511	潘　明　德	2.540	2.908	免一石一斗八合
—512	王　大　觀	1.233	1.401	免四斗四合
—513	潘　明　德	2.000	2.315	免三斗，照年八成，不免米，開收作二石，額免八折
—514	朱　士　觀	2.000	2.315	常年八成，有災無限
—529	顧仁福，卽鄒瑞福	3.000	3.402	二年進承攬，換名鄒瑞福，上棧雙限銷由
—530	沈金山，鄒瑞福	3.500	3.972	二年進承攬，換名鄒瑞福，上棧銷由，雙限照算
鄞—531	陸　順　福	6.997	6.564	廿九年進承攬，實還七成，無限有災
—532	保租　向阿陶	1.500	1.323	六成，張金和，荒
—569	王　招　生	2.140	2.226	上棧銷由，照雙限算

（注）　大—8，9 の沈鳳春は，「租册」肆による，「租册」伍大—477，478 では「免米」記載がない。

行われており，その中には「限讓」も「災讓」もない完全な定額地代のものもあった。「免米」は清末から民國時期と時代が下るにつれて増加し，同治減租以降新中國成立まで，減租は行われなかったが，この「免米」の増加によって實質的

租米額は低下傾向にあったといえる。民國一〇、二〇年代には、「免米」のある件數は全體の一、二割から三割にも達し、その結果一畝當りの租米額の平均も一石前後に低下した。しかし「免米」はあくまでも個別的なものに止まっていた。

簿册上の租米額、「免米」がある場合はそれを差し引いた額を基に佃戸が納入すべき租米額が算定されるが、この時二種類の減免が佃戸に與えられる。一つは納入時期に應じて減免される「限讓」であり、もう一つは災害の際に減免される「災讓」である。(24)「限讓」は、D「吳貽經棧」二七（民國六年）に挾在している易知由單に「開倉吉日每畝饒米壹斗、頭限十日每畝饒柒升、次限十日每畝饒米伍升、三限十日每畝饒米參升」と書かれているように、一畝（もしくは一石）に附、飛限・開倉では一斗、頭限では七升、二限、三限ではそれぞれ五升、三升が減免されるのが一般であり、このことは各租棧の簿册からも裏附けられる。「限讓」以外に折價も納入時期によって段階づけられている場合もある。沈恆豐棧の咸豐九年（一八五九年）の簿册では、租米一石が飛限・開倉―二六五〇文、頭限―約二七五〇文、二限約二八五〇文、三限約二九五〇文、賑收約三二〇〇文の五段階であるが、他の租棧簿册では二段階（飛限と開倉の間が多い）が一般的である（表六～二二參照）。殆んどが貨幣で折納する蘇州においては、「限讓」と折價の段階づけによって、早く納入する程割引率が高くなるシステムがとられている。

「災讓」は被災を受けた佃戸や租棧に代って在地において佃戸と小作地を掌握していた催甲の報告に基づいて決定されたが、被害が廣範圍に亙る場合には、「蘇城業田各主、佃戸紛々として報荒し、全數收租するあたわざるを以て、現在公議し畝毎に各々一斗を減ぜんと擬らんとす云々」(25)、「蘇城田業會董事丁椿之はすでに前日各業主に手紙を出して集め、范氏義莊で開會し、收租の成色を集議した。各業主らは或るものは原議（原議は一成減讓）を維持することを主張し、或るものは再に酌讓するよう主張し、解決できなかった」(26)と、地主や租棧主が集まり公議して決定した。その場合にも、地域差や被害の程度は考慮されたようで、咸豐九年の沈恆豐棧では同じ開倉日の納入でも、二斗五升と一斗五升の二種類の讓米があった。王資敬棧壁號でも民國九年の一〇月七日以前納入（飛限・開倉に當ると思われる。折價が一石＝五元）には、二斗

五升、二斗、一斗五升、一斗のばらつきがある。こうした公議による減免以外に、被害が大きい場合個別的に減免された。「被淹實收五成」、「蟲災六成」（ともに王資敬棧壁號）などと注記され、他の佃戸と異なる方法で減免されている。他に被害を受け收穫のなかった田地を除外して收租するというやり方がとられる場合もある。全く收穫がなければ「被淹免租」（表三）、「全淹免租」（趙守成棧）、「全剔」（徐永安棧）と田租が免ぜられる。

簿册上の租米額から「限讓」と「災讓」の讓米を差し引いた分が佃戸が納入すべき租米額である。ただ實際はこの額に徵收費用に當る力米が加算される。次に讓米の算定方法を王資敬棧壁號友一～一〇號までを例に考えてみたい（表三）。表三をみると民國五年（一九一六年）には「限讓」一斗だけで「災讓」がなく、六年には二化螟蟲の大發生のため七成という大幅な減免が行われている外は、「限讓」一斗と「災讓」一斗五升から二斗五升が行われていることになる。讓米の算定は友—三を例にとると、どうも面積の釐以下を切り捨てた數に一畝當りの讓米を掛けて出しているようである。民國九年の場合は一・九×〇・二二＝〇・四一八である。しかしこれでは計算が合わないものが出てくる。例えば友—四である。この場合は面積でなく租米（升以下切り捨て）に一畝（石）當りの讓米を掛けたものである。民國九年を例にとると、二・九×〇・二二＝〇・六三八となる。「七成」、「被淹五成」のように何掛にするという場合は租米額にそれを掛けたものが納入すべき額となるが（例えば友—五、民國六年の場合四・二八九—（四・二八九×〇・七）＝一・二八七）、何斗何升という注記のある讓米には二つの算定基準がある。一つは面積が基準となるもの（〇印）、もう一つは租米が基準となるもの（×印）である。雙方が同じ數（釐・升以下を切り捨てた數）の場合はどちらでもよいことになる（△印）。表三をみると〇印がつくのは面積の方が小さい場合である。逆に×印は租米の方が小さい。すなわち一畝當りの租米額が一石以上の場合は面積を、一石未滿の場合は租米を基準として、その釐・升以下を切り捨てて、それに一畝（石）當りの讓米額を掛けて讓米が算定されている。王資敬棧だけでなく他の租棧の簿册でもこの計算が成り立っている。貝氏租棧「餘千租册」光緒三三年の「上棧銷由」三一件中、二件を除き、佃戸の納入額は上述の方式で算定されている。同治減租前の沈恆豐棧の咸豐九年の簿册

8　年	9　年	10　年	11　年	12　年	13　年	14　年
格	0.220 △ (0.220)	被淹免租	0.200 △ (0.200)	0.150 △ (0.150)	0.150 △ (0.150)	0.250 △ (0.250)
格	格	被淹免租	0.136 △ (0.170)	格	格	格
0.380 △ (0.200)	0.418 △ (0.220)	被淹格	0.323 △ (0.170)	0.285 △ (0.150)	0.285 △ (0.150)	0.475 △ (0.250)
0.580 × (0.200)	0.638 × (0.220)	0.638 × (0.220)	0.580 × (0.200)	0.435 × (0.150)	0.435 × (0.150)	0.725 × (0.250)
0.780 ○ (0.200)	0.975 ○ (0.250)	被淹免租	0.780 ○ (0.200)	0.585 ○ (0.150)	0.585 ○ (0.150)	蟲災免租
0.600 ○ (0.200)	0.600 ○ (0.200)	0.660 ○ (0.220)	0.600 ○ (0.200)	0.450 ○ (0.150)	0.450 ○ (0.150)	
1.160 × (0.200)	1.160 × (0.200)	1.450 × (0.250)	1.160 × (0.200)	0.870 × (0.150)	0.870 × (0.150)	
1.520 ○ (0.200)	1.520 ○ (0.200)	1.672 ○ (0.220)	1.520 ○ (0.200)	1.140 ○ (0.150)	1.140 ○ (0.150)	已由翰手 售出
0.720 ○ (0.200)	0.720 ○ (0.200)	1.954 × (被淹5成)	0.720 ○ (0.200)	0.540 ○ (0.150)	0.540 ○ (0.150)	
1.360 ○ (0.170)	1.600 ○ (0.200)	1.760 ○ (0.220)	1.600 ○ (0.200)	1.200 ○ (0.150)	1.200 ○ (0.150)	

をみると、一畝當りの租米額が一石未滿のものでは八件が「上棧銷由」しているが、すべて租米を基準として讓米が算定されている。逆に一石以上の場合は面積が基準となっている。このように面積にしろ租米にしろ小さい方を基準とし、かつ釐・升以下を切り捨て讓米が算定されるため、額面の讓米に較べて實際の讓米額は相對的に低いものとなる。とくに一畝當りの租米額の値が大きく、切り捨てられる釐以下の端數が大きい場合はそうである。例えば面積一・〇五〇畝、租米一・二〇八石の場合（一畝當り一・一五〇石）、讓米二斗でも一六・六%の減免に過ぎない。このように蘇州では地主にとって有利な、實質的讓米額をできるだけ小さくする方式が、太平天國以前から清末・民國時期通して行われていたのである。ともあれ收租前に佃戶に易知由單が配布され、そこには面積・租米額・讓米等が記載されており、折價も公表されることに

〈表三〉 王資敬棧壁號友１～10號の讓米額

	面　積	租　米	民國5年	6　年	7　年
友 一 1	1.063	1.082	0.100 △ (0.100)	0.325 × (7成)	0.250 △ (0.250)
2	0.804	0.855	格	格	格
3	1.904	1.937	0.190 △ (0.100)	0.581 × (7成)	0.475 △ (0.250)
4	3.000	2.940	格	0.882 × (7成)	0.435 × (0.150)
5	3.933	4.289	0.390 ○ (0.100)	1.287 × (7成)	0.975 ○ (0.250)
6	3.000	3.390	0.300 ○ (0.100)	1.017 × (7成)	0.750 ○ (0.250)
7	6.344	5.880	0.580 × (0.100)	1.764 × (7成)	1.450 × (0.250)
8	7.626	8.261	0.760 ○ (0.100)	2.478 × (7成)	1.900 ○ (0.250)
9	3.619	3.908	0.360 ○ (0.100)	1.172 × (7成)	0.900 ○ (0.250)
10	8.086	8.282	0.800 ○ (0.100)	2.485 × (7成)	1.760 ○ (0.220)

（注）（ ）内は１畝（１石）當りの讓米額

より、佃戸は各限ごとの自分の納入すべき額を一應概算できるようになっていたと思われる。

開倉から約一箇月して三限が終わる。三限までは佃戸が租棧に赴き田租（主に貨幣）を納めるが、三限を過ぎた賑收では、逆に租棧から差役を派遣し、在地の催甲・地保・經造等と一緒に佃戸の許に赴き催租する。賑收では讓米がなくなり、佃戸は簿册上の租米額全額を納めなければならなかったのかという問題がある。村松氏の述べる如く、賑收において簿册上の租米額全額納入しなくても「銷訖」、「完訖」の完納を示す印が押されている例はかなり多數見出すことができる。例えば范氏義莊「龍山租册」・「塘灣・孫澗租册」の光緒五年（一八七九年）の分には、賑收完納が一八件あるが、そのすべてに何らかの減免が行われ、實納率は四八～九三％である。貝氏租棧「租册」宣統二年（一九一〇年）分でも、

二八件の賬收完納があるが、その全部に讓米の記載がある。內譯は五成一、七成格八斗五升二、七成一、二斗五升二、二斗二升一、二斗八、一斗五升二、一斗一升一、一斗一〇となっており、開倉讓米一斗よりむしろ多くなっている。民國期の王資敬棧に至っては、賬收納入の殆んど全てに「完訖」の印が押され、減免もかなり大きなものもある（表一三參照）。

しかし、我々はその一方で賬收において簿册上の租米額全額を支拂っている例を見逃すことができない。沈恆豐棧咸豐九年の賬收完納二三件のうち一七件は簿册上の租米額全額を支拂っている。「穀號租册」でも同治一一年（一八七二年）一件（一一月二三日）、一三年一件（一一月一八日と一二月四日）、光緒三年一件（一一月二〇日）は一〇〇%納入であり、光緒元年の二件には減免があるが、そこには「格讓」、「格讓訖」と注記されている。(27) 范氏義莊でも「孫澗租册」の同治九年分では賬收完納と思われる（一一月二一日）ものが九件あるが、そのうち七件は一〇〇%納入であり、他の二件もごく少額（約二%）の減免に過ぎない。王資敬棧簿册にもごく少數（延一三件）だが賬收完納で「格」の注記のないものがある。このうち二件は大幅な減免があり「格」の注記のつけ忘れと思われるが、他の一〇件のうち、一件に少額の減免がある外は全て租米額全額かそれ以上（力米等の徵收費用も含めて徵收されたためと思われる）の額を納入している。他の租棧簿册において賬收完納をみると、減免がある場合「免」（F「駿號便查」）、「格免」（J「千副册」）、「照開」（M）などの注記されているものがある。「敍瑞祿啓日收」（一橋大學藏）の敍字を例にとっても、「七成格二升」、「六成不例」、「七成」、「二斗三升頭」、「買牛饒二斗八升頭餘二升四合」、「寡七成格四升」、「二限」、「三限餘一合」という注記がある。注記のないものは「先」と未納を示している。こうした注記は、本來簿册上の租米額全額納入すべき所であるが、特別に注記のやり方で——例えば「二限」は二限の讓米、「格」は「格外寬讓」と思われる——減免したことを示していると思われる。こうしてみると、確かに賬收において全額納入しなくても完納とされる例は多いが、それはあくまでも地主にとって「交めること額に足らざるも、或いは情にて讓り了結す」(28)というものであり、全額納入することが原則であったことは、清末・民國時期を通じて變わらなかったと思われる。ただ前述のように賬收完納に減免があることが多くみられるということは、佃

戸の絶えざる抗租によって、もはや全額を納めなくても「情讓了結」せざるをえない狀態が作り出されていたことを示していると思われる。三限過ぎて簿册上の租米額全額を納入できず、かつ「格讓」などの特別の措置がとられない場合、簿册上の租米額と納入額との差は欠租として處理され、追租が行われたと思われる。

清末から民國時期にかけての蘇州において、簿册上の租米額から預め減免を行う「免米」が增加する傾向にあり、その結果簿册上の租米額が「名目化」し、同治五年の減租以降明文の統一的減租はなかったが、個別的減免は增加し、實質的租米額は低下しつつあった。しかし、こうした「免米」は、民國時期でも全體の一、二割から三割を占めるに過ぎず、一般的には依然として簿册上の租米額が佃戸の納入すべき租米額であった。ただ飛限から三限までの限内に納入すると、その納入時期に應じて「限讓」という割引があり、災害の際にはその程度に應じて「災讓」が加えられる。このため飛限・開倉において完納する「良佃」を例にとると、豊作の年で簿册上の租米額の約九割、不作の年は約八割程度が實際に納入すべき租米額となる。蘇州の一般的な「良佃」における「虚額」と「實額」はこのように理解できるのではなかろうか。(29) 限内に納入しない「頑疲之佃戸」には、原則的にこの「虚額」と「實額」の區別は存在しない。しかし後述するように民國時期の王資敬棧や徐永安棧の場合のように、「格讓」という形で簿册上の租米額が「虚額」化している例も多い。これは佃戸の抗租によってかちとられたものといえよう。

三

租棧の簿册上の租米額と佃戸が實際に納入すべき額との關係が前章において明らかになったが、清末から民國時期にかけて蘇州における納租情況は如何なるものであり、どのような變化があったのか。ここでは、數年から十數年に亙って徴收情況が記載されている一〇の租棧の簿册から、簿册上の租米額に較べて實際にどのくらい納租したのか（納租率）と、どのくらい欠租したのか（欠租率）との二つの數値を計算し、それに基づいて納租情況を考えてみたい。(30) 史料の關係から

太平天國の江南進出前の一八五〇年代、太平天國鎭壓後から一八八〇年代まで、辛亥革命前後、民國五年以降の四つの時期に分けてみてみたい。

第一期の太平天國の江南進出前の納租情況を示す簿册は沈恆豐棧の咸豐九年の租册に記載された「上欠」欄のみである。これを基に作成した欠租率は拙稿Aに掲げたのでここでは省略するが、それによれば次の二點が確認できる。第一は十年以上一度も完納しない佃戶が存在するなど、所謂「頑佃霸種」という情況が日常的に行われていたことである。しかも欠租率は太平天國の江南進出に向けて次第に增加する傾向にあり、こうした佃戶の抗租の高揚が咸豐一〇年（一八六〇年）の太平天國の江南進出を容易にした一因となったと思われる。第二點は、洪水・旱魃という天災に見舞われた道光二九年（一八四九年）、咸豐六年のみならず、太平天國が南京に奠都した咸豐三年にも欠租率は大きく跳ね上っているが、このことは佃戶が非常に政治的に敏感であったことを示しており、地方の政治的混亂による支配機構の動搖は、欠租の增大に直結している。裏を返せば、強力な支配體制なしには、もはや地主の收租が保證されない情況にあったといえる。納租率は咸豐九年分しか算定できないが、六八・一%で、開倉讓米は二斗と一斗五升の二つがある。

第二期の太平天國鎭壓後から一八八〇年代の時期については、次の五租棧の簿册から考えてみる。范氏義莊（表四—同治四年～光緒五年、一五年間連續するのは「龍山租册」、「塘灣・孫瀾租册」の二つであるが、この兩租册の納租情況は他の租册に較べて多少惡いので、兩租册のをIとし、これに「洋澄・相城租册」、「萬圩租册」（共に同治四年～八年、光緒元年～五年）、「倪橋・長蕩・黃埭・新黃埭租册」（同治四年～一三年）、「太平橋租册」（同治九年～光緒五年）を合せたものをⅡとする）。沈恆豐棧（表五—同治四年～七年）[31]。「翠字圩採蓮橋租册」（表五——同治四年～八年）。「穀號租册」（表六——同治一一年～光緒四年）。棧名不明（表七——光緒五年～一四年）。また各簿册の納租率・欠租率を圖一のグラフに示しておく。表四～七及び圖から次の點が言えるように思われる。第一に、太平天國鎭壓直後の同治二、三年は「租捐」方式が行われ、各租棧による本格的收租は同治四年から始まるが、同治四年の情況は、欠租率が五〇%以上、納租率も三、四〇%以下という慘憺たるものであった。こ

〈表四〉 范氏義莊簿册における納租情況

年	納租率		欠租率		折價	洋元	開倉讓米
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	1石(文)	折價(文)	(合)
同治4年	37.7%	42.0%	59.3	46.8	2,800文		6折, 7折
5年	41.8	59.6	56.7	33.4	2,800文	1,090文	150, 100
6年	58.9	65.1	40.3	32.5	2,000文		100
7年	56.3	66.8	42.7	29.9	1,900文	1,160文	100
8年	53.9	50.6	45.9	46.2	2,400文		100
9年	70.2	74.9	28.0	21.4	2,200文		100
10年	63.5	71.4	33.8	24.6	2,300文		100
11年	71.1	74.9	26.7	21.4	2,200文		100
12年	41.8	51.9	53.9	38.7	2,400文	1,240文	250, 300
13年	59.5	67.5	39.5	29.6	2,200文	1,200文	100
光緒元年	61.3	71.5	36.3	23.5	2,200文	1,190文	100
2年	59.1	71.7	39.1	23.1	2,200文	1,200文	130
3年	53.1	68.1	46.8	25.6	2,600文	1,080文	170
4年	68.6	76.5	27.5	18.6	2,400文	1,060文	100
5年	65.0	75.4	27.7	16.7	2,200文	1,100文	150, 170

うした納租情況の惡さが、同治五年に蘇州の鄉紳をして減租に踏み切らせたといえる。減租を實施し、かつ官・地主一體となった收租體制が整うにつれて、同治五年以降納租情況は次第に好轉していく。同治八年には「夏四月より六月に至るまで霪雨、河水三尺餘も漲つ。久しからずして天晴れ、水退く。尙穫に秋有り」(32)と、小規模な洪水があり、納租率も五〇%臺に落ちたが、翌九年には七〇%臺に達するようになり、一應この同治九年頃で太平天國鎭壓後の善後處理も終り、以後は豐作不作によって納租率・欠租率が上下していくようになる。

第二は、五租册の簿册のうち、「穀號租册」、棧名不明の二つは非常に納租情況がよく欠租率が數%からせいぜい十數%で、納租率も開倉讓米を少し下回る程度の高率であるが、范氏義莊簿册の納租情況からみて、同治九年以降もかなりの欠租が存在したと思われることである。五租棧の簿册中納租情況が中位を示している范氏義莊Ⅱをみると、納租が良好な年では、欠租率が一五～二〇%、納租率が七五%程度で、災害があり納租の惡い年（例えば同治一二年――「又旱、皆災とならず。惟穀賤く農を傷つく」。光緒三年――

〈表五〉 沈恆豐棧，「翠字圩採蓮橋」簿册における納租情況

年	納租率		欠租率		開倉折價（文）	
	沈恆豐棧	翠字圩	沈恆豐棧	翠字圩	沈恆豐棧	翠字圩
同治 4 年	36.2%	10.1%	60.8%	89.9%	3,020文	2,800文
5 年	48.3	34.6	48.3	63.3	3,020文	2,800文
6 年	51.3	42.5	44.2	58.5	2,120文	2,000文
7 年	59.4	61.8	32.8	36.2	2,070文	1,900文
8 年	—	39.0	—	59.5	—	2,400文

〈表六〉 「穀號租册」における納租情況

年	納租率	欠租率	折價 1石(文)	洋元折價	開倉讓米(合)
同治11年	90.9%	0.4%	2,500文	本洋 1,305文，英洋 1,260文	100
12年	81.7	1.3	2,600文	英洋 1,230文，1,240文	200
13年	91.9	0.4	2,400文	本洋 1,250文，英洋 1,190文 1,180文	100
光緒元年	88.1	0.7	2,400文	英洋 1,180文	100
2年	86.1	2.6	2,400文	1,180文	130
3年	85.9	2.1	2,800文，2,900文	1,040文，1,060文，1,070文，1,080文	150
4年	89.4	2.4	2,700文	英洋 1,090文	100
5年	?	?	2,400文	英洋 1,090文	130

〈表七〉 棧名不明簿册における納租情況

年	納租率	欠租率	折價 1石 (文)	洋元折價 (文)	開倉讓米 (合)
光緒 5 年	85.7%	2.6%	2,100文，2,200文	990文？	150
6 年	84.9	3.4	1,900文	1,130文	150
7 年	89.1	3.4	1,900文，2,000文	1,140文	100
8 年	87.6	4.3	2,200文	1,120文	100
9 年	83.4	8.5	2,100文，2,200文	1,100文	100
10 年	85.0	8.4	1,800文	1,110文	100
11 年	80.1	12.9	1,900文，2,000文	1,100文	100
12 年	78.3	15.3	2,200文，2,300文	1,050文	100
13 年	84.2	8.8	2,000文，2,100文	1,020文	100
14 年	79.3	8.7	2,100文，2,200文	1,030文	170

（注） 拙稿Dでは，まだ讓米の算定方法が分からず，單純に租米に掛けて求め，それに基づき洋元折價を計算したため，約10文の違いが生じた。ここで訂正しておきたい。

〈圖一〉 各租棧簿册の欠租率（その１）

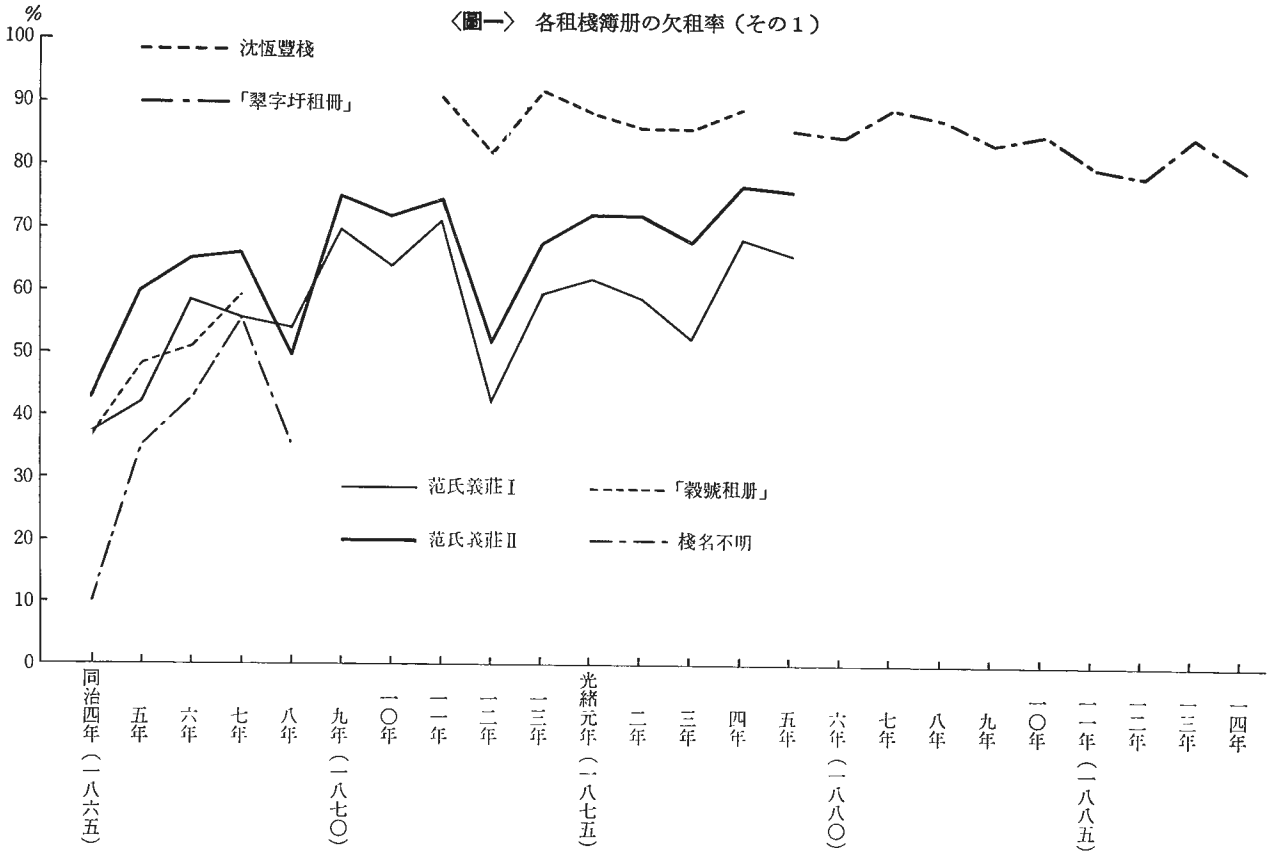

〈圖一〉 各租棧簿册の納租率（その２）

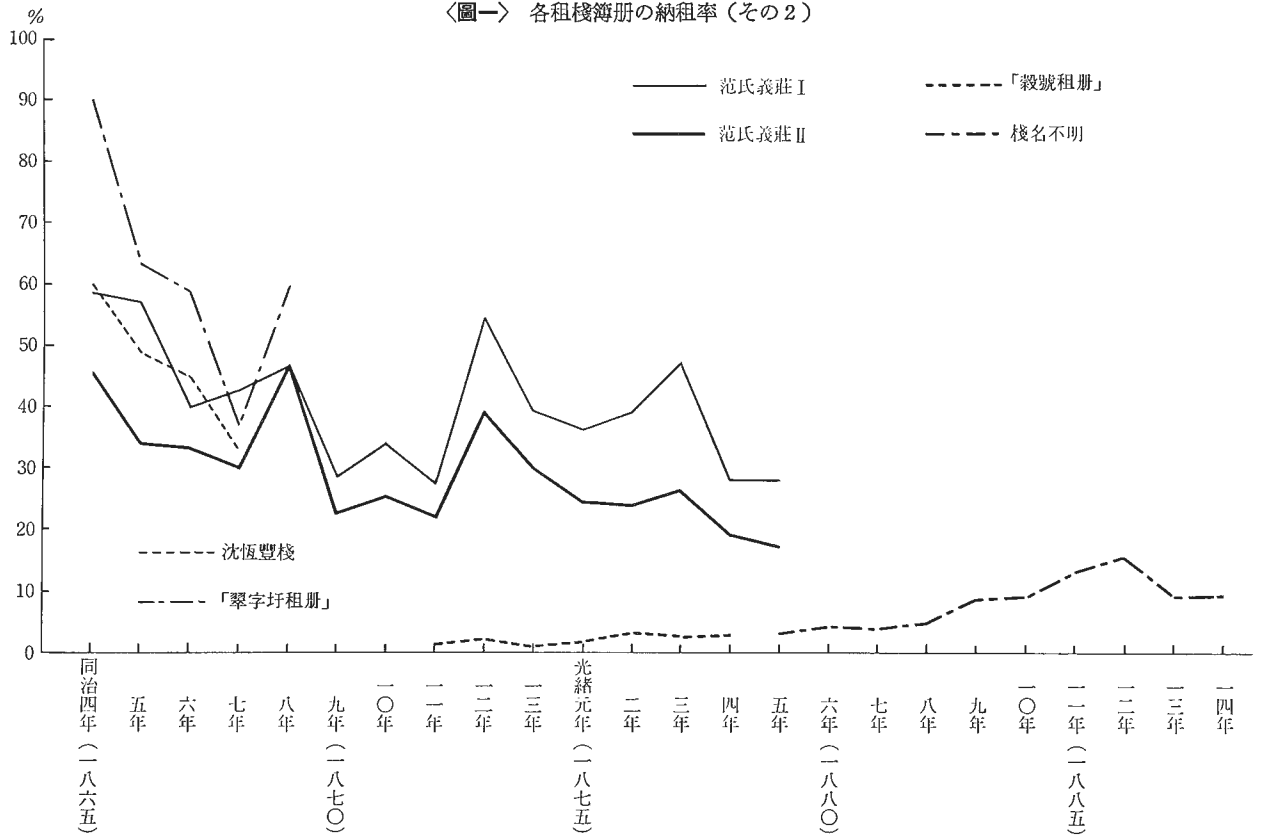

夏飛蝗境に入る。災とならず」[33]には開倉譲米が二斗から三斗（同治一二年）、一斗五升、一斗七升と多く、欠租率も三〇%を超し、納租率は五〇%臺に低下している。沈恆豊棧との比較で考えてみると、太平天國後の納租情況は、太平天國前の水準を少し下回わるものであったと思われる。

第三は、納租情況の悪い簿册ほど豊作不作の變化が激しいことである。これは佃戸によって納租情況にかなりの差があるためである。表三でも窺えるが、毎年飛限・開倉で完納する佃戸と、三限過ぎになって納めず欠租が恆常的にある佃戸とがほぼ固定している[34]。恆常的に欠租する「頑疲之佃戸」の多い簿册では、豊作の年にはそこそこの納租情況を示すが、不作の年には欠租が極めて多くなる。「良佃は卒歳に畢納し、其の次は春熟に畢納し、下は或いは累歳納めず。……惟陳墓の佃は歳終に畢納す。故に田を置く者、上產と稱す」[35]と、地主にとって「良佃」が「上產」となっていることもこの表からみることができる。第四は、義莊（范氏義莊及び「翠字圩採蓮橋租册」――「范義莊」の印あり）簿册の折價が他の租棧の折價より若干であるが安くなっていることである。折價は文獻史料をみると、「公議」され、とくに民國二〇年代には吳縣政府によって決定されたというが[36]、清末の新聞史料では「吳中業田諸棧は、十月初二日に於いて大率開倉收租す。其の米價は毎石錢二千一百文に折す。亦貴きは二千三百、賤きは一千九百に至る者有り」[37]と、各租棧によって多少のばらつきがあったという。ここでの折價の差が、租棧間の折價の差なのか、それとも義莊故のものなのか不明であるが、貧民救濟等を行う善堂の場合、例えば普濟・育嬰兩堂の田產の折價が「今年の租米の折價は、尋常の各業に較べ特に減短し、以て各佃の踴躍完納を期す」[38]と、一般の租棧に較べて低くしたこともあった。「義」を名とし、模範たるべき范氏義莊の場合、他の租棧より多少低目に折價が設定された可能性がある[39]。

第三期の辛亥革命前後の時期については、「吳貽經棧裝銷」（表八――光緒二五年～民國一三年）、貝氏租棧（表九――千字及び餘字、光緒二五年～宣統二年）から考えてみたい。吳貽經棧の簿册では納租率の算定が不可能のため欠租率のみ掲げておく。この二表及び圖から分かる第一點は、納租情況が第二期の一八六〇～八〇年代と大きく變っていないことである。す

〈表八〉 吳貽經棧簿册における納租情況

年	欠租率(%)	讓米(合)
光緒25年	24.1%	
28年	25.7	
29年	22.9	
30年	34.7	
31年	15.2	
32年	22.1	
33年	15.6	
34年	13.0	
宣統元年	16.5	
2年	17.9	
3年	26.6	*7成, 6成, 5成
民國元年	18.9	100, *150, 200
2年	12.7	100
4年	11.3	
5年	9.8	
6年	12.4	100
11年	4.6	
13年	2.9	

(注) *印が最多

なわち清末を通して蘇州の納租情況を納租率からみると、良好な年は七五～八〇%、通常で約七割、悪い年は六割前後で推移したといえよう。

第二は、吳貽經棧の欠租率をみると横ばいのようであるが(40)、貝氏租棧簿册によると、納租情況が辛亥革命に向けて次第に悪化していったことである。義和團以後「洋人之朝廷」と化した清朝は、自らを延命させるため光緒新政・預備立憲を行い支配體制の再編を圖る。こうした再編の矛盾や厖大な義和團賠償・新政經費は收奪強化という形で民衆の上にのしかかり、抗捐、反釐金、抗租、抗糧、反キリスト教、搶米、戸口調査反對等の多様な民衆運動が全國的に高揚し、辛亥革命前夜の革命情勢を作り上げた。貝氏租棧における光緒末から宣統期における納租情況の悪化傾向は、こうした辛亥革命前夜の情況を反映したものといえる。辛亥革命の起った宣統三年(一九一一年)は、夏に大水による天災も加わり、激しい抗租暴動が展開された。地主・租棧は折價や讓米で讓歩するとともに、田業會の旗ふりの下に革命後生じた地方權力を動員した租糧併徵方式で以て田租の確保を圖ろうとした(41)。吳貽經棧の宣統三年の欠租率は二六・六%で、太平天國鎭壓直後に較べると低いように感じられる(42)。これには二つの理由があるように思われる。一つは、辛亥革命が太平天國と異なり地方の支配體制の崩壊を伴わなかったことによると思われる。いち早く蘇州の獨立を宣言し、「革命」政權を擔った蘇州の鄉紳は、地方の治安の維持につとめ、免租を主張する佃戸の抗租を力で彈壓し、官權力を動員して收租につとめた。この懸命な努力が欠租率を二五%程度に抑え込んだと思われる。もう一つはこの年佃戸の納入すべき租米額を

〈表九〉 貝氏租棧千字，餘字簿册における納租情況

年	納租率 (%)	欠租率 (%)	折價 1石 (文)	洋元折價 (文)	開倉讓米 (合)
光緒25年	75.4	20.2	2,600文，2,700文	900文	100
26年	75.0	20.8	2,300文，2,400文	920文	100
27年	34.8	57.4	2,800文，2,900文	920文？	200
	(60.0)	(32.2)			
28年	74.8	17.9	3,200文，3,300文	900文	100
29年	64.2	27.6	3,200文，3,300文	880文	150
30年	66.3	29.7	3,000文，3,100文	920文	100
31年	67.4	27.9	2,800文，2,900文	1,020文	100
32年	54.7	38.3	3,800文，3,900文		200
33年	64.7	32.5	4,200文，4,300文	1,110文	100
34年	30.6	66.2	5,100文，5,200文		100
	(63.5)	(33.3)			
宣統元年	56.5	38.4		1石—4.310元	200
2年	59.4	35.7	5,500文，5,600文	1石—4.454元	100

（注） 光緒27年，34年の兩年は賑收の記載がないため，前年の分より比例し，27年の賑收分42%，34年は49.5%として計算したのを（ ）内に入れておいた。

大幅に引き下げたことによる。吳貽經棧の簿册に書かれた「七成・六成・五成」という注記から納租率を推算してみると約四四%に過ぎず、太平天國直後と大差がない。吳江縣の費恭壽棧の場合は更に惡い。「傳鴻新號便查」、「合號便查」、「怡泰便查」の三簿册において、宣統三年に納入の記載のある圩の部分について、一石＝四元、一元＝一二〇〇文としてその納租率を算定すると約二四%である。記載のない圩を含めて（全欠として）計算すると約一三%と、一割強しか徵收できなかったことになる。辛亥革命が勃發した宣統三年の納租情況は、欠租率からみるとさほど多いとはいえないが(43)、大幅な減免措置がとられたため(44)、納租率は五割を大きく割り込み、地主の收租は大きな危機に直面したといえる。しかし地方支配體制の「革命」を伴わなかった辛亥革命において、收租體制の回復は早く、徵收情況の惡い年は宣統三年一年だけで、その餘波も翌民國元年までで、辛亥革命後の民國時期には後述するように地主の收租體制はむしろ清末より強化され、欠租も低下する情況があらわれた。

第三は、折價が辛亥革命前夜から急激に上昇したことで

〈圖二〉 各租棧簿册の納租率（その１）

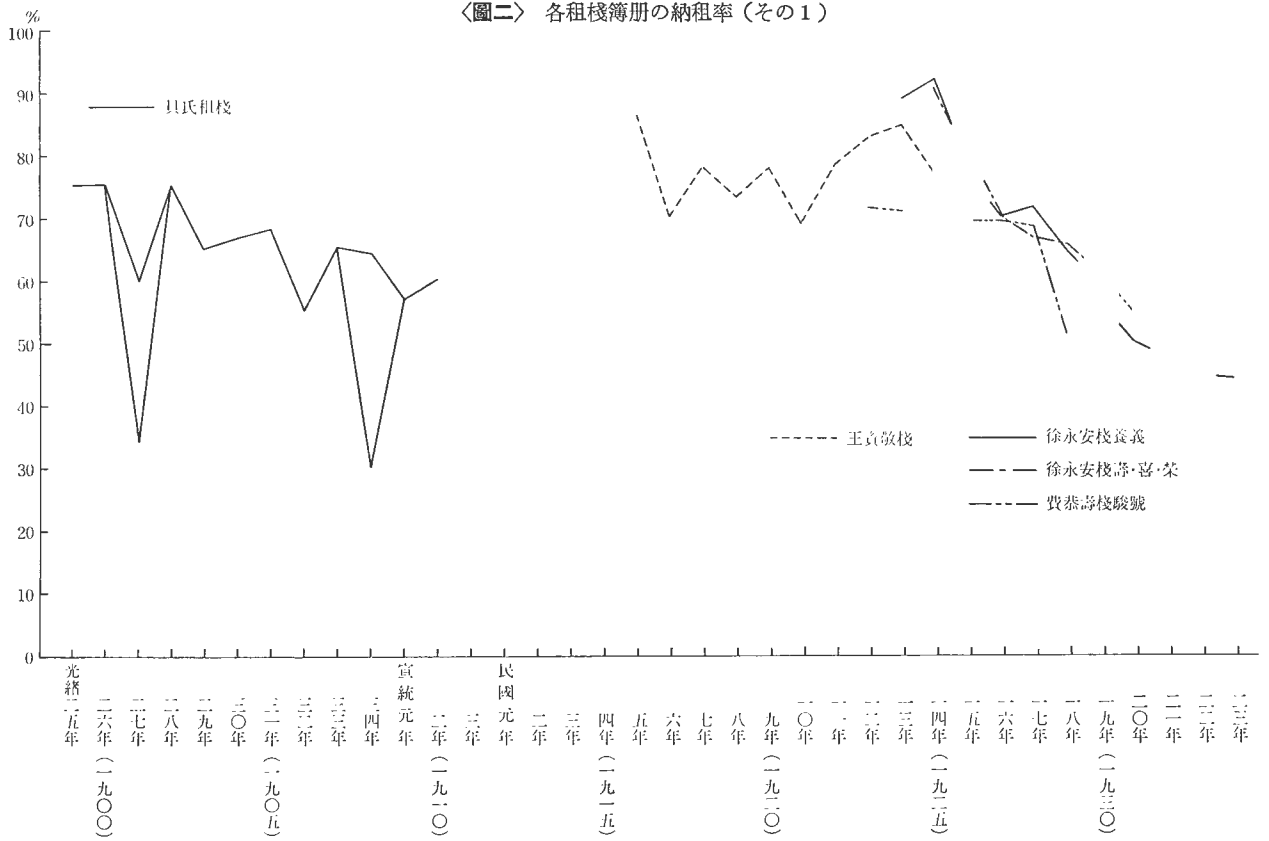

〈圖二〉 各租棧簿册の欠租率（その２）

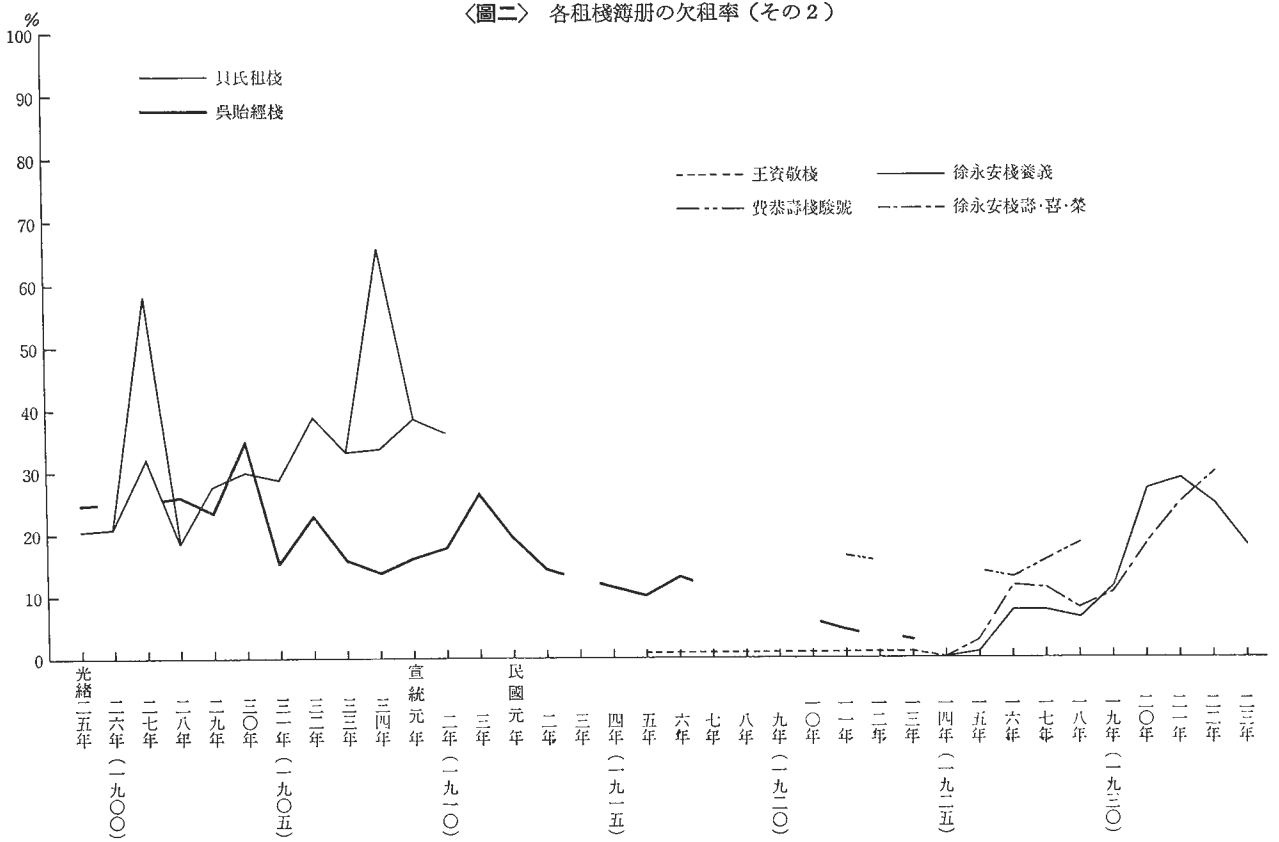

ある。太平天國鎭壓後から租米の折價は一石二千文から三千文程度で安定していたが、光緒三二年（一九〇六年）頃から急激に上昇し始め、辛亥革命前夜には五千五百文以上にも達している。洋元の折價をみても、太平天國後大體一元＝一一〇〇～一二〇〇文であったものが、二〇世紀初には九〇〇文程度に下落した。しかし辛亥革命前夜には再び上昇し、一二〇〇～一二五〇文となり、以後も上昇し續け、民國一〇年代後半には二七、八〇〇文にも達する。租米の銅錢の折價の推移をみると、一九世紀後半が二、三千文、辛亥革命時期が約五千文、一九三〇年頃が約二四千文となり、洋元の方の上昇はこれより少し鈍いが、一九世紀後半約二元、二〇世紀初三元、辛亥革命時期四元強、一九三〇年頃約十元となっている。こうした辛亥革命前夜を劃期とする租米と洋元の折價は、當時の米價、物價の騰貴を反映したものであり、この辛亥革命前夜のインフレーションの進行が、この時期の廣範な民衆運動の一因となったと思われる。折價の基準は太平天國前から銅錢におかれていたが、表九で分かるように一九一〇年頃に洋元に移ったようで、民國時期の租米の折價額はすべて洋元で表示されている。

第四期の民國時期の情況については、王資敬棧（表一〇――東・書・永・壁號、民國五年～一四年）。費恭壽棧（表一一――「駿號便查」民國一一、一六～一八年）。徐永安棧（表一二――養義及び壽・喜・榮字、民國一三～二三年）の三租棧の簿册からみてみたい。この三表及び表八の吳貽經棧の欠租率をみると、まず第一に、民國に入ってから、とくに一〇年代前半に欠租が大きく低下し、王資敬棧や徐永安棧のように皆無かそれに近いものが出てきていることに氣がつく。こうした情況がどうして生じたのか。それには次の三點が考えられる。第一點は、辛亥革命後田業會が結成され、蘇州における地主の收租體制が強化されたことである。吳縣知事が各地に追租委員を派遣し、追租局を設置し、館內には刑具を備えるなどして嚴しく收奪を行った(45)。また抗租暴動の首謀者には、「懲治盜匪條例」を擬し死刑の嚴罰で臨んだ(46)。「蘇州人の蘇州」と地方政治の主役となった鄉紳・地主の階級的利害が強く地方行政に反映されるようになり、清末より一段と收租體制が強化された。これが一定程度欠租を封じ込めることになったと思われる。第二點は、賑收で全額納入しなくても「格讓」と「銷訖」の

〈表一〇〉 王資敬棧簿册における納租情況

年	納租率(%)	欠租率(%)	折價 1石 (元)	開倉讓米
民國 5 年	85.9%	0.8%	4.2, 4.3	100
6 年	69.5	1.0	4.2	7成, 7.5成, 150
7 年	77.7	0.8	4.0, 4.1	100, 150, 200 250
8 年	72.7 (77.1)	0.8 (0.9)	4.4, 4.5	150, 200
9 年	77.5 (78.2)	0.8 (0.8)	5.0, 5.1	100, 150, 200
10 年	68.9 (73.1)	0.8 (0.9)	5.9, 6.0	100, 200, 250
11 年	78.8	0.8	6.5, 6.6	170, 200
12 年	82.1 (82.9)	0.8 0.8	6.8, 6.9	100, 150, 200
13 年	84.6	0.8	6.4, 6.5	
14 年	77.6 (78.8)	0	7.3, 7.4	100, 150, 250

(注) ( ) は「被災免租」を除く。

印が押されることが多く、欠租として處理されなくなったためと思われる。王資敬棧の「格」の記載のある賑收完納分について、その納入額の簿册上の租米額に對する割合を表にしたのが表一三である。前述したように王資敬棧簿册にはごく少數「格」の記載がなく、全額もしくはそれ以上納入しているものもいるが、殆んどが全額納入しなくても「完訖」となっている。しかも表一三をみると開倉での納入額より少額ですんでいるものも多い。例えば民國五年では開倉讓米一斗(約九〇%強)より納租率が低いのが約三分の二を占め、六年の七成・七五成より低いのも半數程度存在している。徐永安棧簿册をみても、賑收の際に納入すべきと設定された洋元數に折價をかけて佃戸の納入すべき租米を出してみると、大體それは簿册上の租米額を下回っている。(47) 例えば養義字民國一三年分では一四件中二件を除いた一二件が簿册上の租米額を下回り、平均減免額は約五%で開倉讓米(一斗)の半分程度である。一六年では一二件全てが下回り、しかも減免額はむしろ「櫃收」よりも多い位である。王資敬棧では賑收完納の納租率の分布にかなりばらつきがあ

〈表一一〉 費恭壽棧「駿號便查」簿册における納租情況

年	納租率 (%)	欠租率 (%)	折價 1石 (元)	開倉讓米
民國 11 年	70.9%	16.6%	6.65, 6.7	150, 200
16 年	69.0	13.0	8.2 , 8.3	7.5折
17 年	68.7	15.5	8.4 , 8.5	8折
18 年	50.9	18.4	10.3	7.5折
	(63.7)	(23.1)		

(注) ( ) 內は免租及び臨時の減免を除く。

〈表一二〉 徐永安棧簿册における納租情況

年	納租率 (%)		欠租率 (%)	
	養義	壽·喜·榮	養義	壽·喜·榮
民國 13 年	88.9%		0 %	
14 年	91.4	90.3%	0	0 %
15 年			0.6	2.3
16 年	69.6	70.4	7.8	11.1
17 年	71.9	66.9	7.4	11.1
18 年	65.1	65.2	7.7	6.4
19 年			11.1	10.4
20 年	51.2	54.2	26.8	17.2
		(60.1)		(18.2)
21 年			28.3	24.2
22 年			24.5	29.6
23 年	44.7		18.3	
	(47.6)		(19.5)	

(注) ( ) 內は免租分を除いたもの。
納租率は民國13, 14年分は王資敬棧, 16年～18年は費恭壽棧駿號, 20年は趙守成棧の折價を用いて算定。

り、二割以下でも完納となっていることからみて、ある程度の額を納入すれば完納として處理され、徐永安棧の場合は賬收で納入する場合もある程度の減免が與えられていたと思われる。官·紳士一體となった強壓的收租體制にもかかわらず、佃戶の抵抗によって賬收での徵收は困難をきわめ、地主は「格」と減免して處理せざるをえなかったのではないかと思われる。こうした處理がされていないと思われる費恭壽棧「駿

〈表一三〉 王資敬棧賬收完納額の簿册上の租米額に對する割合

	民國5年	民國6年
100		
95 ～ 100	6	
90 ～ 95	10	
85 ～ 90	4	3
80 ～ 85	5	5
75 ～ 80	5	10
70 ～ 75	5	9
65 ～ 70	6	1
60 ～ 65	1	7
55 ～ 60	3	2
50 ～ 55	1	1
45 ～ 50	1	4
40 ～ 45		
35 ～ 40	1	1
30 ～ 35		
25 ～ 30		
20 ～ 25		
15 ～ 20	1	
10 ～ 15		1
5 ～ 10		
0 ～ 5		
	49	44

（注） 東・書・壁號。

減免の大きな何折（成）という形のが多くなっている。開倉時に「良佃」が納入すべき額が七五～八〇%程度に下っている。徐永安棧の民國二三年では六成である。民國時期が清末に較べて「災讓」を加えるべき災害が頻發したか、それとも他の要因によるものか今後檢討が必要であるが、佃戸が實際に納入すべき額は清末に較べて低下したといえる。

こうしてみると、圖表では民國〇年代後半から一〇年代前半にかけて欠租率が顯著に低下し、蘇州の地主制は相對的に「安定」したかのようにみえるが、納租率をみると欠租率の落ち込み程好轉しておらず、清末と同じ程度かそれより少し良い狀態に過ぎず、地主の徵收額が必ずしも增加したとはいえないと思われる。

圖表より讀みとれる第二點は、蘇州地主制の「相對的安定期」も民國一五年頃までで、それ以降急激に納租情況が惡化していることである。これは一九二六、七年の國民革命の影響をうけた抗租風潮の高揚、一九二〇年代後半からの世界恐慌の波及による農業恐慌と農村の疲弊、そして一九三一、三二年の長江大洪水などの要因が重なったためと思われる。清號便查」での欠租は約一六%である。

第三點は、開倉讓米の額が清末に較べて多くなっていることである。清末では「限讓」だけの一斗が普通で、災害があった年にその程度に應じて「災讓」が加えられているが、民國時期の王資敬棧・費恭壽棧の開倉讓米をみると一斗というのが珍らしく、「災讓」が恆常化し、しかも

末に較べて民國時期は、佃戸が納入すべき額は免米の增加や開倉讓米が多くなることによって實質的に低下しており、かろうじて欠租を抑え込むことで維持していた納租率は、民國一六年以降の欠租の增大によって急激に低下する。徐永安棧では民國一三、四年は九割だった納租率が一七年には七〇%、二〇年には五〇%前半、そして二三年には四〇%臺に低下する。(48) 二〇年代後半からの中國農村危機はこのように蘇州の地主にとっても、納租率が五割を割り込むという經營の危機、地主制の危機を意味したのである。この危機を打開するために、地主・鄉紳は一方では一九三〇年代の農村調査や新中國成立後出版された所謂「地主罪惡史」にみられるような血なまぐさい追租機關を設け、從來の暴力的收租體制を一層強化するとともに、一方では南京政府の下で各種の救濟事業に參加し、農村の復興を圖ろうとするのである。

四

日本の大學・研究所などに收藏されている蘇州の租棧簿册の統計的分析に基づいて、清末・民國時期における蘇州の田租額と納租情況の實態を描き出してみると次のようになると思われる。

まず田租額であるが、簿册上の租米額は太平天國鎭壓後の同治五年に蘇州鄉紳の提唱で數%の減租が行われたが、それ以降明文の廣域に亙る減租は行われず、簿册上の租米額は土地改革まで變らなかった。一畝當りの租米額をみると、とくに同治減租後一石～一石一斗に約半數、九斗五升～一石一斗五升に四分の三が存在するという集中的分布を示し、全般的にみると蘇州の田租はかなり平均化していたといえる。

同治減租後明文の減租はなかったが、個別的には「墾荒」などによって佃戸に「免米」が與えられることも多かった。「免米」は時代が下るにつれて增加し、實質的租米額は低下傾向にあった。しかし「免米」は一九三〇年頃でも二割程度に過ぎず、一般的には簿册上の租米額が佃戸の實納の租米額を算定する基準であった。簿册上の租米額を基に、三限までの限內完納の場合はその時期に應じて「限讓」が與えられ、災害を受けた場合はそれに「災讓」という減免が與えられ、

「良佃」の實際の租米額は、豐作の場合は簿册上の租米額の九割、不作の場合は八割程度であった。賑收に納入する場合は、簿册上の租米額全額支拂うのが原則であった。しかし時代が下るにつれて佃戸の抵抗によってか「格讓」と減免されることが多くなり、簿册上の租米額は賑收においても「虛額」化していった。

次に納租率及び欠租率から納租情況をみると次のようになる。清末・民國時期には日常的な佃戸の抗租が行われ、「頑佃覇種」という情況が廣範にみられた。しかも佃戸は政治的に敏感で、地方の政治的混亂は直ちに欠租の增大に直結した。太平天國鎭壓直後は納租情況は極めて惡かったが次第に回復し、一八七〇年から清末に通じて納租率は良好な年で八割、通常七割、惡い年は六割程度で推移した。太平天國、辛亥革命前夜欠租率の增加傾向がみられるが、佃戸の抗租がこれら革命の一翼を擔ったことを示している。民國時期に入り、蘇州における收租體制が一層強化されたことにより一時期欠租率が顯著に低下するが、「格讓」という減免の增加や「災讓」の恒常化のために、納租率はその割には上昇しなかった。一九二〇年代後半からは農業恐慌などの影響で欠租率が上昇し、納租率も急激に惡化する。このため地主・鄕紳の閒にも中國農村の危機が叫ばれるなど、蘇州の地主經營も重大な危機に直面する。

本小論で殘された課題も多い。第一は、本小論で描いたのは、とくに納租情況の場合は、あくまでもアウトラインであり、今後文獻史料などと對照し、各年ごと、各地域ごとの納租率、欠租率、折價、讓米等の詳細な分析が必要である。また本小論では各租棧の簿册史料を並べたに過ぎないが、その簿册閒の相互關係、特徵などについても今後分析する必要があろう。

第二は、この田租額、納租情況で行われた地主經營の問題である。これは二つの面からの解明が必要である。一つは、具體的租棧の簿册、例えば村松氏の使用した「吳貽經棧報銷各號備查」やその他の租棧の收支情況を示す史料を、この納租情況と對照して分析することである。第三は、とくに辛亥革命後の蘇州の地方政權を分析し、地主の收租體制の實態を明らかにすることと、一九三〇年の農村危機での地主・鄕紳の對應、再編を具體的に明らかにすることである。これらの

解明を通して、清末・民國時期の近代蘇州の地主制の實態・變化をトータルにとらえることが可能となると思われる。これらの點については別稿に期したい。

註

（1）森正夫「明清時代の土地制度」『岩波講座世界歴史』一二、岩波書店、一九七一年。小林一美「太平天國前夜の農民闘爭――揚子江下流デルタ地帶における――」『近代中國農村社會史研究』大安、一九六七年。小島晉治「十九世紀中葉における農民闘爭と太平天國」『太平天國革命の歴史と思想』研文出版、一九七八年。小島淑男「辛亥革命前後における蘇州府の農村社會と農民闘爭」『近代中國農村社會史研究』前掲。「抗租闘爭――江南デルタ地帶を中心にして――」『講座中國近現代史』二、東京大學出版會、一九七八年。村松祐次『近代江南の租棧――中國地主制度の研究――』東京大學出版會、一九七〇年。拙稿「一九世紀中葉蘇州の一租棧における收租情況――同治減租とそれに至る過程――」『史學雜誌』九〇―七、一九八一年（以下拙稿A）等。

（2）劉耀「從長江中下游地區農村經濟的變化看太平天國革命的歴史作用」『歴史研究』一九七九―六。

（3）日本に收藏されている租棧の簿册史料とそれらを用いた研究については、拙稿「東京大學東洋文化研究所收藏『徐永安棧』關係簿册について（一）」『北海道教育大學紀要（第一部B）』三八―一、一九八七年（以下拙稿B(1)）參照。

本小論で用いる簿册は次のものである。

A、范氏義莊關係（國會圖書館藏）、
B、王資敬棧關係（同）、
C、潘豐和棧關係（同）、
D、「吳貽經棧裝銷」（同）、
E、徐永安棧關係（東京大學東洋文化研究所藏）、
F、費恭壽棧關係（東洋文庫藏）、
G、「民國二十年趙守成棧裝銷」（同）、
H、沈恆豐棧關係（一橋大學藏）、
I、彭味初棧關係（同）、
J、貝（？）氏租棧關係（同）、
K、「穀號租册」（同）、
L、「翠字圩採蓮橋租册」（同）、
M、棧名不詳（同）、

各簿册の梗概については、伊原弘介「范氏義莊租册の研究」『史學研究』九四、一九六五年（A）、村松祐次「最近過目した若干の中國地主制關係文書について――哈佛燕京研究所收藏の租繇その他」前掲書所收（D）、「二十世紀初頭における蘇州近傍の一租棧とその小作制度――江蘇省吳江縣費氏恭壽棧關係『租籍便查』册の研究」同前（F）、拙稿B(1)、(2)（(2)は前掲三八―二、一九八八年、E）、拙稿「清末

蘇州の地主―佃戸關係について――一橋大學所藏地主關係文書の紹介――」『北海道教育大學紀要（第一部B）』三六―一、一九八五年（以下拙稿C、H～M）參照。B、C、Gについてその概要を記す。B、CともにAの范氏義莊關係簿冊とともに「吳縣租冊」（七帙、四〇冊）に收められており、Bはその第二帙（第八～一三冊）と、第六帙第三一冊の七冊である。縦二七・五センチ、横二〇・五センチの布張りの藍表紙、藍罫で、中折に「王資敬棧租冊」と印刷されている。七冊は、東號（第八冊、四〇件）、璧號（第九冊、一〇〇件）、圖號（第一〇冊、一〇〇件）、書號（第一一冊、一七件）、永號（第一二冊、三件）、復號（第一三冊、中折「德新租冊」、一八件）、恭號（第三一冊、一二五件）に分かれ、合計四〇三件、面積一一五四・一一三畝、租米二二一九・五三五石。分布は吳縣二都、長洲縣二、西六、八、一二、東一三、上一四、一五、中一八、北一九、元和縣中一九、南一九、半一九、上二一、下二一、東二二、二四、上二五、南二六、北二六、南三一、中三一都で、民國丙辰（五年―一九一六年）から乙丑（一四年―一九二五年）までの一〇年間の徵收情況が記載されている。

Cは第六帙第三二冊から第三四冊までの三冊で、大きさはBと同じで、茶表紙で「欣號租冊」と書かれ、中折に「潘豐和棧租冊」と印刷されている。民國辛酉（一〇年―一九二一年）・壬戌（一一年）の兩年の徵收情況が記されている。合計二一六件、面積六四七・八〇九畝、租米六七二・二四六石で、吳縣二下（?）、一四都、長洲縣一二、東二三、下一四、下一七、東一八、西一八都、元和縣南一九、下二〇、半二〇、上二一、下二一、西二二、二三、二四、上二五、下二五、北二六、二九、北三一都に分布している。B、Cともに小作臺帳に當る簿冊である。

Gは「催甲冊」というべきもので、縦横とも二二・五センチ、茶表紙、朱罫で、表紙には「民國二十年孟冬　穀旦　趙守成棧　裝銷」と墨書されている。催甲瞿福堂、王耕山、張坤甫、梁甫高、計廷春、程瑞寶、吳錦祥、不明（抹消）ごとに民國二〇年（一九三一年）の徵收情況が記されている。合計四一一件（內蕩六件、房租一件）、面積九八七・〇七九畝、租米一〇三七・二五七石、銀二三・一三元、分布は吳縣六、一四都、長洲縣九、一一、半一九都、元和縣九、上一七、半一九、上二〇、下二〇、中二〇、下二一、二三、二四、下二五、北二六、北三一都である。王資敬棧、潘豐和棧、趙守成棧が如何なる人物が行った租棧であるかは不明である。

本小論では上記の租棧の簿冊を用いて統計的分析を行うが、前もって一つおことわりをしたい。統計的分析という性質上、データーは一つの數値としてでてくる。この數値は限定された狀態で導き出されたもので、必ずしも「實數」ではない。これには二つの理由がある。一つは筆者側が原因である場合である。簿冊は主に蘇州號碼で書かれており、これを算用數字に轉記する際に生ずる讀み間違いや轉記ミスである。また計算でのミスも起る。これらは注意したり簿冊史料に慣れることでかなり減少させることができるが、皆無という自信はない。もう一つは史料の問題である。まず簿冊史料の

中には、米に換算した納入額や折價等の記載がないものも少なくなく、他の簿册の數値を用いたり、類推したりする推計という手段で以てこれらの數値を算出せざるをえない。推計はできるだけ總合的に、かつ當時行われたやり方を推測して行うが、その結果得られた數値は「實數」に近似してはいるが、異なる場合も多いであろう。また簿册に記載している數値がすべて正確であるとは限らない。誤記もかなり多い。一例を擧げれば、B王資敬棧墾號、友—五〇佃戶周寶山（二・一二四畝、二・一二〇石、免米一斗）の民國一三年の納租が「一一月初一日、洋一一・三九二元、折價六・四元、合米一石七斗四升、免一斗、限災一斗二升、讓米二斗四升」となっているが、折價・讓米から考えて合米一石七斗八升となるべきである。このような明らかに誤記と分かる場合は良いが、誤記か否か確めようのない場合も多い。以上の理由から本小論で導き出した數値は必ずしも「實數」とはいえないが、しかし「實數」とそうかけ離れない近似値であるといえる。

（4）陶煦『租覈』重租論（鈴木智夫『近代中國の地主制』汲古書院、一九七七年。なお『租覈』からの引用は本書に基づく）。

（5）拙稿A、二七～三一頁。

（6）『租覈』重租論、前揭書七二頁。

（7）王炳燮「與馮景亭丈」『毋自欺室文集』卷六。

（8）同治減租の際、一畝當りの租米額の上限が定められたとあるが、その額については一石二斗（馮桂芬「江蘇減賦記」『顯志堂集』卷四、光緒『蘇州府志』卷一二）、一石二斗一升（光緒『吳江縣續志』卷八）、一石二斗二升（光緒『崑新兩縣續修合志』卷六）の三說がある。九租棧の一石二斗を超える一五七件の內譯をみると、一石二斗一升以下が一〇八件（約六九%）、そのうち一石二斗一升ちょうどが六四件、一石二斗一升から一石二斗二升以下が二七件（約一七%）、一石二斗二升を超えるものが二二件（約一四%）で最高が一・三五五石である。これをみると上限は嚴守されたとはいえないが、一應目安としては一石二斗一升が租米の上限であったと思われる。

（9）陶煦の減租論については、鈴木智夫「清末減租論の展開」前揭書所收。

（10）前揭書、七二頁。

（11）「再與馮景亭丈」『毋自欺室文集』卷六。

（12）乾隆『烏青鎭志』卷二。

（13）錢承澤『嘉興縣之租佃制度』（中國地政研究所叢刊、民國二十年代中國大陸土地問題資料）成文出版社、一九七八年、三七頁。

（14）「二十世紀初頭における蘇州近傍の一租棧とその小作制度」前揭書、一六三～一六四頁。

（15）「明清時期江南的地租率和地息率」『中國社會經濟史研究』一九八六—三。

（16）『中國經濟年鑑』一九三四年、G—一七四、『中國經濟年鑑續編』一九三五年、G—一二三。

（17）村松氏は、前揭書一六八頁の第三圖に、「費恭壽堂便查」と「駿號便查」との「名目租石數」と「實租石數」の推移を

グラフに示し、「そこには名目租石數の引き下げにも拘らず、實租石數が引上げられることによって、小作料算定の基準が、上昇する可能性のあることがきわめて明瞭に示される」と述べているが、「費恭壽堂便査」と「駿號便査」における簿册上の租米額は全く違った意味をもっており、單純に比較することはできない。もし比較するとすれば、「費恭壽堂便査」の畝數とが妥當であろう。

(18) 徐永安棧の「免米」については、拙稿B(2)七頁、參照。

(19) 拙稿A、三〇頁。

(20) 貝氏租棧各簿册の對應關係については、拙稿C、五六頁圖一參照。

(21) 單純に比較はできないが、一應の傾向をみるためにI彭味初棧の簿册において、「免米」件數の全體に占める割合、租米額に占める割合、一畝當りの租米額の變化をみると次のようになる。餘・慶・順・壽(豐を含む)、和の各號(年代不詳)六・〇%、一・〇%、一・〇五五石→一・〇四四石。「催甲册」(民國八年頃)一七・〇%、二・九%、一・〇四〇石→一・〇〇九石、「裝銷下册」(民國一六年)二〇・九%、三・九%、一・〇二一石→〇・九八二石。ここにも「免米」の增加傾向が窺われる。

(22) 「千副册」では佃戶名は徐耀廷、「餘千租册」では徐耀廷卽仲俊卿、「租册」では仲俊卿と佃戶が交代しているが、一度與えられた「免米」は後の佃戶にも受け繼がれたと思われる。

(23) 浙西の情況については、拙稿「太平天國後の浙西における客民の問題について」『近きに在りて』九、一九八六年。

(24) 拙稿「太平天國後の蘇州における小作料徵收關係について——租册史料の分析を通して——」『土地制度史學』一〇三、一九八四年(以下拙稿D)。

(25) 「吳下瑣談」『申報』光緒三年九月二六日。

(26) 「農民抗租風潮續誌」同前〈地方通信・蘇州〉一九一七年一一月二一日。

(27) 拙稿D、二九、三〇頁の表七、八參照。ただ表八の光緒元年の分において、「一一月二〇日一〇〇%」が誤って拔け落ちている。

(28) 「續錄蘇紳公呈」『益聞錄』一〇一號、光緒七年四月二四日。

(29) 陶煦の「八折を以て之を算えるを例」とあるのは、この「良佃」にとっての「虛額」を示すものと考えてよいであろう。しかし、「是に於いて田主、減租を聲言し、虛額の數を以て、畝に其の三斗を減ず。故に向に一石二斗に止まりて增無き者、今、亦、一石二斗なり」(前揭書、七二頁)と、實質的減租は行われなかったと指彈しているが、本小論でみた如く蘇州では「虛額」(簿册上の租米額)を基準として「實額」(納入すべき租米額)が算定されており、「虛額」の減租はそのまま「實額」の減租を意味し、陶煦の指彈は實態と合わない。同治減租の「欺瞞性」は、傳統的な減賦分を地主・佃戶に配分するという方式をとり、地主の實質的取り分を減少させないごく少額の減租に止めたこと、さらにそれを「喧傳」(四〇年以上たった民國時期ですら減實租米という

言葉を使用する）することによって佃戸を懐柔しようとしたことにある（拙稿A参照）。

(30) 納租情況は簿册によって――つきつめると佃戸によって――かなりの差異があり、一租棧の簿册の納租情況を以て即ちに一般化することができないが、複數の簿册を比較・對照することによって大まかな傾向は讀みとれるであろう。なお各租棧簿册からの納租率・欠租率の計算方法については、紙數の制約のため省略する。

(31) 表五の沈恆豐棧の欠租率は拙稿A、二五頁第四圖のものと異なる。これは算定方法の違いによる。拙稿Aでは各「日收簿」に附記されている催甲管領田地の納入情況より計算したが、ここでは納租率も算定するために、咸豐九年租册と對照可能な厚・豐・德・既・盈各字について日收簿から租册を復原して算定した。「翠字圩採蓮橋租册」の微妙な違いは校正ミスによる。

(32) 同治『盛湖志』巻三、災變。

(33) 光緒『平望續志』巻九、災祥。

(34) 徐永安棧養義の納租情況からもこのことが分かる（拙稿B(2)、一三頁表九參照）。

(35) 民國『崑新兩縣續修合志』巻一、風俗。

(36) 拙稿C、六〇、六三頁。

(37) 「蘇臺雜誌」『申報』光緒八年一〇月八日。

(38) 「請員追租」同前光緒七年九月一三日。

(39) 光緒二九年分の「日收」によると、折價毎石三二〇〇文、洋價毎元八九〇文で、表九の貝氏租棧のとほぼ同じである。

清末の義莊の收租については、目黑克彥「清末に於ける義莊設置の盛行について」『集刊東洋學』二七、一九七二年。山名弘史「清末江南の義莊について」『東洋學報』六二―一・二、一九八〇年、參照。

(40) 「吳貽經棧裝銷」では佃戸の出入がかなり頻繁で、必ずしも連續したものとはいえない。佃戸の出入情況については、村松裕次「清末民初の江南における包攬關係の實態とその決算報告――蘇州吳氏畬經棧『報銷各號備查』册の研究」前揭書、七〇六、七〇七頁第六表及び拙稿「中國近代江南の租棧の催甲について」『史流』二九、一九八八年、一六、一七頁表三（多少訂正が必要だが）參照。

(41) 辛亥革命期の蘇州における抗租と地主の對處については、小島淑男前揭二論文及び「清末民國初期江南の農民運動」『歷史教育』一六―一、一九六八年、參照。

(42) 光緒三〇年の欠租率は三四・七%と極めて高いが、これは殆んど納入の記載のない催甲の部分（張龍生・丁大弟・顧調卿）がこの年だけ「吳貽經棧裝銷」に入ったためである。これを除いて計算すれば欠租率は一九・四%に低下する。

(43) 「吳貽經棧裝銷」宣統三年分では、七〇七件中四七〇件、六六・五%が完納している。この點だけみると清末の他の年よりも割合が高い。費恭壽棧「溥鴻新號便查」でも、納入記載のある圩についてみると、三一六件中二〇九件（六六・一%）と三分の二が完納している。

(44) 「吳貽經棧裝銷」では七成・六成・五成であるが、租糧併收の規定では四成・三成・二成である。吳江縣の費恭壽棧各

簿册では一畝に附租米額が八角から一元四角で、一元がモードとなっており、簿册上の租米額の約二五%がこの年佃戸が納入すべき租米額となっている。

(45)「分派追租委員」『申報』〈各省通信・蘇州通信〉一九一二年二月五日、「吳縣署派員催租」同〈地方通信・蘇州〉一九一五年一二月一六日等。

(46) 例えば一九一七年の抗租暴動の口火を切った沺涇の指導者吳德甫が處刑されている（「閻荒案犯審辦情形」同前〈地方通信・蘇州〉一九一八年一月一日）。

(47) 徐永安棧簿册には徵收額の異なる二種類の簿册があるが、小論では額の多い方を用いた（拙稿B(1)、(2)參照）。

(48)「己巳租册」（一橋大學藏——拙稿C參照）では、民國一八年の納租率五一・六%、欠租率二四・二%で、折價は一石＝一〇・五元である。

village folk resisted the oppression and illegal activities of the government agents (the Sulṭan, Wālī, Amīr, and 'Āmil, of al-murābiṭūn and al-muwaḥḥidūn), under the leadership of the Sufi Saints. From these incidents we are confirmed in belief, that there existed a new social order and social change guided by the Sufi Saints, apart from the traditional leadership, namely, the leadership of the village and tribal Shaykh. Accordingly, the twelfth century was a turning point for Islamic society, at least in the Maghrib.

CIRCUMSTANCES IN FARM RENT PAYMENTS IN THE LATE QING AND EARLY PERIOD OF NATIONALIST CHINA

—A Statistical Analysis of Rent Registers in *Zuzhan* 租棧—

NATSUI Haruki

Using farm rent registers in *Zuzhan* 租棧 as historical resources, this essay tries to infer the amount of farm rent payments and the circumstances of those payments in modern Suzhou 蘇州 in the following way.

Although farm rent payments did not change as they appear in the farm rent registers after the unified tax reduction in *Tongzhi* (同治) 5, there were many cases of individual reductions, which suggest that there was a trend toward lowering farm rent payments in reality, apart from the farm rent registers. While one *shi* 石 per one *mu* 畝 of land was the average, reductions were made depending on the ime of payment, agricultural disasters, and so forth. Thus it became standard that in a good year, tenants would pay about 90 percent, but in a poor year, they would only be expected to pay 80 percent. Though generally tenants paying rent late were expected to pay the full amount, towards the end of the Qing there were many cases of reductions for late payers as well, and records reveal a shift towards "nominal payments" for delinquent tenants.

Due to rent resistance on the part of small tenant farmers in modern Suzhou, the rent collection by Suzhou landlords became extremely difficult.

At the end of the Qing, tenants paid 80 percent in good years, 70 percent in average years, but only 60 percent in bad ones. Around the time of the Taiping Rebellion 太平天國 and the Republican Revolution 辛亥革命, the rate of farm rent collection was extremely low. While the rate of delinquent rent payments was low at the beginning of Nationalist period, the rate of rent payments did not improve in terms of the percentage of the whole actually paid. In the latter half of the 1920's and afterwards, landlords faced a crisis in rent management as delinquent rents rapidly rose under the influence of agricultural panics and other disastrous events.

JAPAN, BRITAIN, AND THE MARITIME CUSTOM ADMINISTRATION DURING THE FOUNDING OF THE GOVERNMENT OF NATIONALIST CHINA

KUBO Toru

The administrative ideals concerning maritime custom matters in early modern China indicate in condensed form the political circumstances, both internal and external, of that period. Despite the successive changes in the Inspector General of Customs during the years 1927—1929, from F. A. Aglen, to A. H. F. Edwardes, and finally to F. W. Maze, this remains true without exception. The foreign powers' system of giving precedence to an insured fund of money for the sake of the return of responsibilities for maritime administration became, under heightening Chinese nationalism, a thing of the past, and in its stead, the feeling arose on the Chinese side that a Chinese maritime custom administration which respects Chinese sovereignty in politics and economics must be advanced. F. A. Aglen and A. H. F. Edwardes, who failed to appreciate this, resigned from their position. This led to F. W. Maze, who well discerned the trends of his day, becoming the Inspector General of Customs. Thus arose the Nationalist Government, which, as the political force claiming to be able to effect these changes in maritime customs administration, replaced the Peking Government. Thus the major powers, beginning with Japan and Britain, who were